遊漁船	業者登録票					
氏名又は名称	株式会社 神戸松村海洋レジャー					
登録番号	兵庫県 1208					
登録の有効期間	令和5年3月 11日から 令和10年3月 10日まで					
営業所の所在地	神戸市東灘区深江南町 1-2-50 203					
遊漁船の名称	松兵衛					
遊漁船業務主任者の氏名	松村 太輔 小島 正嗣 北村 陽介					
損害賠償措置の保険期間	令和5年10月 1日から 令和6年10月 1日まで					

備 考(遊漁船に掲げる場合)

- 1 「遊漁船の名称」は、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみと する。
- 3 「損害賠償措置の保険期間」は、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。
- 4 遊漁船に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が16センチメートル以上、 長辺が27センチメートル以上となるようにする。

備 考(営業所に掲げる場合)

営業所に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が25センチメートル以上、長辺が40センチメートル以上となるようにする。

遊漁船	業者登録票					
氏名又は名称	株式会社 神戸松村海洋レジャー					
登録番号	兵庫県 1208					
登録の有効期間	令和5年3月 11日から 令和10年3月 10日まで					
営業所の所在地	神戸市東灘区深江南町 1-2-50 203					
遊漁船の名称	伸永丸					
遊漁船業務主任者の氏名	松村 太輔 小島 正嗣 北村 陽介					
損害賠償措置の保険期間	令和6年 2月 1日から 令和7年 2月 1日まで					

備 考(遊漁船に掲げる場合)

- 1 「遊漁船の名称」は、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみと する。
- 3 「損害賠償措置の保険期間」は、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。
- 4 遊漁船に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が16センチメートル以上、長辺が27センチメートル以上となるようにする。

備 考(営業所に掲げる場合)

営業所に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が25センチメートル以上、長辺が40センチメートル以上となるようにする。

別表4(全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設 備等

M110 .0							
整理系	遊漁船の 名称	船舶番号、漁船登録 番号等	総トン数	総トン数 長さ		旅客定員又は 利用定員	業務形態 主たる業務: ◎
番号		航行	区域(該当	に()			その他全て: ○
		遊漁船の	使用状況(該当に〇))		
		遊漁船の記載状況(該当 に〇)	の状	況	羽の別	效命設備※1 ₹%	
		船舶の所有状況(該当に 〇)	(該当は	20)		(該当に〇)	
		第273-13077号	4.0 トン	10.40	m	12 人	
		(〇)平水・()限定	沿海・() 沿海•	• ()遠洋、近海	(◎)船釣り ()瀬渡し※2
		(〇)遊漁船専用・(二))漁船と兼月	月 ・ ()	他位	使用と兼用	()その他
1	伸永丸	(○)単独記載・ ()重複記載	()業務	务用無線	(用位)改良型救命い)EPIRB(非常 Z置等発信装置)	()
		(○)自己所有船舶・ ()他者所有船舶	(○) その (携帯電記	,_	動諳) AIS(船舶自 規別装置)) その他)	
		第220-7059号	9.7 トン	13.08 m	1	24人	(◎) 船釣り
		() 平水・() 限定	沿海・(〇) 沿海・	• ()遠洋、近海	(◎) 船釣り ()瀬渡し※2 () その他
	扒丘街	(〇)遊漁船専用・(二))漁船と兼月	月 ・ ()	他位	使用と兼用	
2	松兵衛	(〇)単独記載・()重 複記載	()衛星	臣電話	かだ)改良型救命い -) EPIRB (非常 Z置等発信装置)	
		(○)自己所有船舶・ ()他者所有船舶	(O) その (携帯電記	 #)	(Z置等発信装置))AIS(船舶自 战別装置)	
					()その他)	
重複いる	夏記載※3して 5場合の事由	() 多客期にチャー: () その他(ターするた	め)

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行 うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行う ことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。)を着用します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、 防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる 場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行いま す。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用 者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴 衣を着用させます。
- その他(
- ○船釣りをする場合
- ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。
- ○瀬渡しをする場合
- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。
- ○体験漁業(観光定置、観光底びき等)をする場合
- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止	 出航の可否の判断は、以下の方法により) 行います。 (該当に○)
基準	(○) 単独の判断	()団体による判断
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中出航地の波高	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 連絡先 ③団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかとします。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令・利用者に急病人やケガ人が出たとき漁場における波高漁場における風速 10 500 500 500 500 500 500 500 500 500	m以上 m以上 m末満
	・その他()

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の 状況が悪化した場 合の避難する場所

出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。

案内する漁場の位置	避難する港
明石海峡周辺海域	岩屋港
淡路島西部	室津港
神戸港一帯	東、又は西神戸港

上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

凍	預渡し(磯、筏、防波堤等渡し)の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との 間の連絡方法※ (該当に○)	()携帯電話()衛星電話()利用者に渡した発煙筒()その他()
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法		
津波警報、注意報が 発令された場合の 対応		

- ※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通 省が定める要件に適合するもの。
- ※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡 責任者に連絡する。

別表 10 情報を収集すべき事項

ל	引表 10 情報を収集すべき 事	事 項
		出航地における波高、風速、視程
	に必要な情報	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
		水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
		乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
		法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報 立 入禁止区域に関する情報
		法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
		漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供してい る情報
		法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協 議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用 に関する情報

登録番号	- 兵庫	県1208			氏名	又は名	称	(株)	神〕	戸松木	寸海洋し	ノジャー	
								代表	長取約	締役	松村	太輔	
作成日	R6/	9/11	変更日	1:			2	:	/		3:		/

周知の方法 (該当に○)	(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。() 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。()営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴てもらう(ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視験等を含む)。
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使力方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力を ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられて、以は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省に定める要件に適合するもの)を着用すること ・その他(
	○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同学以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他()
漁場において口頭で 説明する。	・案内する漁場において注意すべき事項 (走行中は立ち上がらない、雷発生時は釣りを中断し船室退避、 夜間走行時はヘッドライト禁止、衣服の着用裸禁止) ・その他(アルコール類の接種について
	○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載(必須) ・その他()